	法人シート(概要説明書)										
	法人名	┃ ┃ 独立行政法 ┃	长人 国立病	际機 模	構						
	当省担当部局	医政局		;	担当課	課・室名 政策医療課国立病院機構管理室					
	根拠法令	独立行政法機構法	长人国立病院	ŧ	沿基	É		院・療養所 成16年4月1	日 国立病院	機構	
	役員総数 (官庁OB/役員数)	1/17 ※H22. 4時点	常勤役員数		/6 2. 4時点	非常勤]役員数	0/9 ※H22. 4時点	監事		0/2
役職員		57, 761	うち常勤	51	, 058	うち	非常勤	6, 703	役員報酬総額	127,	806千円
	現役出向者 (役員/職員)	2/0	官庁0B (常勤職員)		0		〒0B 動職員)	0	官庁0B役員 報酬総額		833千円 20年度実績 3. 非常勤1名分
	目 的 (何のために)	病、結核、重 観察法に基づ 全国的なネッ	重症心身障害 がく医療を含 ルトワークを で定的な経営	明(記 む精 形成 基盤(者)、 神医療、 して取り の構築に	第ジス 災害∣ リ組む こ向け	トロフィー 医療など、 とともに、 て事業の循	−児(者)に 国の医療政 地域のニー	策として担う	心神喪 うべき医 を提	失者等医療 療について 供してい
	対 象 (誰/何を対象に)	○目的 医療の提供 の健康に重大 べきものの向 ○主な事業	な影響のあ	る医	療その他	也の医	寮であって	て、国の医療	- の業務を行う - - - - - - - - - - - - - - - - - - -		
法人概要		· 結核、 療観察 実施 ・4疾病	①診療事業 ・結核、重症心身障害児(者)、筋ジストロフィー児(者)に対する医療、心神喪失者等医療観察法に基づく医療など他の設置主体では必ずしも実施されないおそれのある医療の								
	事務・事業内容 (手段、手法など)	臨床現 ・入院治	りな病院ネッ 見場と一体と	なっ:)とす:	た大規模	莫臨床	研究を実施	芭。研究成果	処に基づく医 は学会などで ネットワーク	で発表	
		臨床と ・地域医		た質の	の高い日				l臨床研修、E	ЕВМの	研修など、
		平成2	2年度予算額	頁		人件費					
	事業費		491, 093	百万	円						
コス			3, 727	百万	円		職員構成	概算人作	牛費	従事役	能員数
F			372, 756	百万	≺	/ 常	當勤役職員	352, 994, 217	千円	51, 065	人
	総計		867, 576	百万	Ħ (· 非	常勤役職員	19, 761, 294	千円	6, 706	人

一般会計 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 52,811 50,395 44 55,204 47,854 45,972 42 55,208 47,854 45,972 42 55,208 47,854 45,972 42 55,208 56,948 32,599 34 52,210 4,341 6,001 52 52,210 52,2				法。	人シート (概要詞	说明書	‡)	
国からの財政支出額			法人名	独立行政法人 国立病	i院機構			
一般会計 55.204 52.811 50.395 41 51.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 55.204 52.811 50.395 41 50.395 41 50.395 41 50.395 42 50.2811 50.395 42 50.2811 50.395 50.3		:	当省担当部局	医政局	担当課・室名	政策	医療課国立病院機構管理	里室
特別会計				平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度
計 55,204 52,811 50,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 44 55,395 36,948 47,854 45,972 44 57,854 45,972 44 57,854 45,972 44 57,854			一般会計	55,204	52	,811	50,395	48,392
3 方面重要交付金			特別会計	_	-		_	_
万元			計	55,204	52	,811	50,395	48,392
当、整理演集等			うち運営費交付金	49,848	47,854		45,972	43,681
医療、用産剤医療等) 2.2.10 4.341 5.001 7.372 7.3				№季 42,130	36	,948	32,599	34,728
特医療、臨床研究等)			再揭:補助金相当事業(小児 医療、周産期医療等)	敗急 2,210	4	,341	6,001	3,639
3		神医療、臨床研究等)		5,508	6,565		7,372	5,314
図点				3,458	3	,320	3,217	3,121
(件数/金額(百万円))			うちその他の補助金等	1, 898	1	,637	1,206	1,590
2 95%以上の落札率の契約(件数/	٤			0/0	0/0		0/0	-
法人支出予算額 819,078 844,329 865,845 866 865 845 865 865 845 866 865 845 866 866 866 866 866 866 866 866 866 86	契	95° 金	%以上の落札率の契約(件数 額(同))	0/0	0/0		0/0	-
の推移(百万円) 319,076 044,329 003,643 00 随意契約 (件数/金額(百万円)) 3,145(件)/54,404(百万円) 2,483(件)/36,305(百万円) (調査中) -				平成19年度	平成20年度		平成21年度	平成22年度
法人 支出の の 対			法人支出予算額 の推移(百万円)	819, 078	844	, 329	865, 845	867, 576
大支 山 の 契 95%以上の落札率の契約(件数/ 4400/lt) /157 404 / (古下田) 日 日 日 日 日 日 日 日 日				3,145(件)/54,404(百万円)	2,483(件)/36,305(百万円)		(調査中)	-
の	法人支出		うち厚労省〇日が在籍している企団体との契約(件数/金額(同))	255(件)/8,440(百万円)	158(件)/5,520(百万円)		同上	-
	の契			枚/ 4,430(件)/137,867(百万円)	5,016(件)/157,484(百万円)		同上	_
うち厚労省OBが在籍している企業・ 団体との契約(件数/金額(同)) 242(件)/15,055(百万円) 272(件)/18,035(百万円) 同上 —			うち厚労省〇日が在籍している企団体との契約(件数/金額(同))	242(件)/15,055(百万円)	272(件)/18,035(百万日	円)	同上	_

				法人シ	 ノ 一 ト (概要詞						
	法人名	独立	江 行政法人 国	立病院機							
	当省担当部局	医政	対局		担当課·室名	政策医療課国立病院	R機構 管	管理室			
		平成	19年度	Σ	P成20年度	平成21年度		平成22年度			
	益剰余金(又は繰 或欠損金)の推移 (百万円)		31, 633		50, 723	-		-			
	発生要因	の上位基準 度において 300億円の約 た。 なお、平	各病院の機能・規模による病院の運営方針に応じ、職員の適正配置を行うこと等により診療報酬上の上位基準の取得を図るとともに、材料費、人件費及び委託費等に係るコスト削減に努め、平成20年度においては、経常費用を対前年度14億円の減とする一方で、医業収益を同97億円の増とすることで300億円の純利益を計上し、平成19年度の積立金239億円を加えた539億円を利益剰余金として計上した。 なお、平成20年度末に第一期中期目標期間が終了したことに伴い、このうち32億円(運営費交付金の執行残額)は国庫に返納した。								
	見直し案	組むととらいかでは、 をとれ、 をとれ、 変質を では、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のかが、 のが、 のが、	に医え)法のしまで、地を耐い、大療、 移債なかしまで、 ではなかて でいる でんしょう いい でんしょう いい でんしょう いい はい	一、に 継いな立を ズ確応 してら病目 に実じ たよな院的	じた医療を提供し 提供するためには 医療機器の更新が 7,471億円(平成 第二期から、それら にという はの財務基盤を はて第二期中期目 に関いて	しているところである は、築40年を経過し第二 20年度期末残高5,08 間中におい充てる 間中支払に充り金 を立しまでは は は は は は は は は は は は は は は は は は は	。 送朽中 の の の の の の の の の の の の の	トワークを形成して取り している病棟等の建物の 期計画期間中、2,529億円 (元金)、利息支払見込 意円(利息支払見込み477 意である。 ため、新規投資及び長期 けいであり、 事に返納することは困			
	<u>」</u> 政サービス実施コ ストの推移(百万 円)		33, 376		25,235	_		_			
	現・預金		69,329		101,078	12	7,667	118, 301			
保有	有価証券		64,228		9,961		7,979	5, 971			
資産	株式		0		0		0	0			
の内訳	債券		10,008		9,961		7,979	5, 971			
	その他		54,220		0		0	0			
(百万円)	土地・建物	899,094			913,753	960,688		981, 329			
변	医業未収金等	121,006			123,308	124,912		127,084			
	その他		6,472		6,413		6,494	6,599			
	資本金		B TL 7 (4 TC - 2 Z)	195, 608	うち政府出資金		195, 608				

【独立行政法人評価の評価結果及び第三者の意見】

評価・意見の主体	ļ —	内	容
	別送のとわり		
	別添のとおり。		

	事務・事業シー	ト (根	· 要説明書)						
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修	事業		事	業No	1			
類型	資産債務型、特定事業執行型								
根拠法令(具体的な条 文(①条①項など)も 記載)	〇診療事業 :独立行政法人国立病院機構法第 1 第 1 号 〇臨床研究事業 :同法第 1 3 条第 1 項第 2 号 〇教育研修事業 :同法第 1 3 条第 1 項第 3 号	3条第	関	孫する通 、計画等	_				
	■直接実施								
実施方法	口業務委託等 (委託先等:)						
天旭 刀丛	□補助金〔直接・間接〕(補助先:		実施主体:)				
	口その他()							
目的 (何のために) 対象	《事務・事業概要》 1. 診療事業 ・結核、重症心身障害児(者)、筋・ 観察法に基づく医療など他の設置: ・4疾病5事業(4疾病:がん、脳卒中 地医療、周産期医療、小児医療)	主体で ロ、心筋	は必ずしも実施 f梗塞、糖尿病、	されないおそれ	のある医療	の実施			
事 (誰/何を対象に) 事 事 業 概	2. 臨床研究事業 ・全国的な病院ネットワークを活用することで、EBM(根拠に基づく医療)研究の推進など臨床現場と一体となった大規模臨床研究を実施。研究成果は学会などで発表 ・入院治験をはじめとする難易度の高い治験の実施など病院ネットワークを活用した迅速で質の高い治験を推進								
事務・事業内容 (手段、手法など)	・災害医療研修、セカンドオピニオン制度に係る研修、後期臨床研修、 床と一体となった質の高い医療従事者の養成 ・地域医療従事者への研修 ・看護師等の養成								
事業の期限	《事業の期限》 ・なし								
実施主体の変遷 ・ 昭和20年12月 厚生省の外局として医療局を設置 国立病院は旧陸海軍病院(146施設)を引き継いで発足 国立療養所は傷痍軍人療養所(53施設)を引き継いで発足 田和22年 4月 日本医療団の結核療養施設(95施設)を移管 ・ 昭和61年 1月 国立病院・療養所の再編成計画を策定(平成11年 3月 再編成計画を見直し) 計画施設(昭和61年:236施設 →計画終了時:144施設) (※) 国立高度医療センター、国立ハンセン病療養所を除く。 ・ 平成16年 4月 独立行政法人国立病院機構設立 (国立高度専門医療センター及び国立ハンセン病療養所を除く国立病院・国立療養所(154施設) ・ 平成22年 4月 現在:144施設 [途中で廃止していた期間の有無]									
	【活動指標名】/ 年度実績・評価	単位	H18年度	H19年度	H20年度	備考			
事業の効果 ・活動実績	1日平均患者数(全病床合計)	人	46, 622	46, 000	44, 943				
(成果物は別紙で一覧を提出)	1日平均患者数(うち結核合計)	人	1, 917	1, 716	1, 547				
	1日平均患者数(うち重症心身障害児 (者)合計)	人	7, 342	7, 321	7, 344	病床数等のシェブは後述。			
	1日平均患者数(うち筋ジストロ フィー児(者)合計)	人	2, 130	2, 115	2, 119	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1			
	1日平均患者数(うち心神喪失者等医 療観察法対象患者 合計)	人	139	273	346				
	救急患者数	件	634, 470	627, 668	564, 831				

	事務・事業シー	ト(概	要説明書)							
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修	事業			事業No	1				
類型	資産債務型、特定事業執行型									
	うち小児救急患者数	件	174, 635	160, 32	139, 7	66				
	治験総実施症例数	件	4, 624	4, 80	03 4, 2	50				
	臨床研修医受入数	人	694	76	53 7	13				
	専修医・レジデント受入数	人	744	77	70 8	16				
	看護師等養成所卒業者数	人	3, 314	3, 29	98 2, 4	97				
成果目標・成果実績 (成果指標の目標達成 (世況等)	【第一期中期計画における目標(平成		,			- L				
状況等)	【成果指標名】/ 年度実績・評価 単位 H18年度			H19年度	H2	0年度				
	1. 診療事業 (1) 患者の目線に立った医療の提供 (2) 患者が安心できる医療の提供 (3) 質の高い医療の提供									
	クリティカルパスの活用 ・クリティカルパスの実施件数50%以上 増(15年度、97,389件)	延べ実 施件数	193, 456件	226, 845件		150.3%增、 729件				
	長期療養者のQOLの向上等 ・重心・筋ジス関係81病院について、 家族宿泊室の設置病院数を10%以上 増加(15年度、54病院)	病院	66病院	67病院 15年度比2 68病		£25.9%増、 病院				
	病診連携等の推進 ・MRI等の高額医療機器の共同利用数の 40%以上増(15年度、28,282件)	件	46, 714件	56, 986件		108.6%增、 004件				
	病診連携等の推進 ・紹介率と逆紹介率の5%以上増 (15年度、紹介率36.8%、 逆紹介率24.4%)	%	紹介率47.4%、 逆紹介率32.2%	紹介率51.1%、 逆紹介率36.9%	紹 15年度	比17. 1%増 介率53. 9% 比18. 3%増 介率42. 7%				
	2. 臨床研究事業									
	治験の推進 ・治験実施症例数20%以上増 (15年度、2,789件)	件	4, 624件	4, 803件		と52.4%増、 250件				
	3.教育研修事業	1			1					
	EBMの普及のための研修人材養成 ・研修会等を開催して、良質な医療従事者 を養成 ・研修会参加人数の20%以上増 (15年度、1,525人)	Д	3, 137人	2, 504人		∠34.0%増、 043人				
	4. その他(業務運営の効率化、経	営改善等	 等)							
	教育研修事業の収益増加策 ・看護師養成所の入学金及び授業料、受託 研修料等の適正化 ・教育研修事業の収支率20%以上の改善 (15年度、27.4%)	%	56. 5%	55. 5%		ら37.0%増、 4.4%				
	一般管理費の節減 (中期目標の最終年度において、一般管理 費(退職給付費用等を除く) 15%以上 減) (15年度、5,470百万円)	百万円	3, 340百万円	3, 372百万円		37.7%減少、 410百万円				

		事務・事業シ	/—	ト(概	要説明	書)					
	事業名	 診療事業、臨床研究事業、教育	育研修	事業				事	業No	1	
	類型	資産債務型、特定事業執行型									
		経営の改善・中期目標の5年間を累積した損益計算で経常収支率100%以上			101.	6%	103. 89	Ó		:度累計 102.2% :度 105.1%	
		固定負債割合の改善・長期借入金残高の1割内外縮減 (承継時長期借入金 7,604億円)			6, 925	億円	6, 501億	田		比21.5%減少、 ,971億円	
		人員に係る指標 ・技能職については、中期目標の期間 714人の純減	中に	人	236人		263人		33. 6	期首に対し、 %減、239人 07人の純減)	
				単位	H18:	年度	H19年	度	Н	120年度	
		臨床評価指標		部		2, 200	2	, 200		2, 200	
	フレット・報告書等 の作成 (件数)	治験推進パンフレット(企業向け)			-		-			2, 000	
	下、配付先、配付先で 要数は別紙で一覧を提 出)	治験推進パンフレット(病院向け)			_		-			1, 000	
		国立病院機構における治験等に係る体制整備実態				600	600			600	
		N H O 医療安全対策への取り組み (警鐘的事例)	<i></i>	部	-	•		500		_	
	「業規模が最大であっ 長の件数、金額及び代 表的な成果物	〈平成20年度決算額〉 【経常収益】: 8,078億円 【経常費用】: 7,686億円 【経常利益】: 392億円									
		平成22年度予算額				加力	人件費	1			
	事業費	494,820 百万円	_	職	員構成	(平均約	▼人件費 合与×従事職 <u>【数)</u>	វិ	従事役	设職員数	
コスト	人件費	372,756 百万円	$\left\{ \right.$	常勤	役職員	352, 994	. 217 千円		51, 065	人	
	総計	867,576 百万円		非常	勤役職員	19, 761	. 294 千円		6, 706	人	
	区 分	平成19年度(決算額)		平成20:	年度(決算	草額)		平成	平成21年度(予算額)		
これま	きでの予算額等(百 万円)	775, 402				778, 0	22			787, 603	
給	与 費	437, 017				432, 6	643			444, 314	
材	料費	173, 462				175, 0	31	176, 217			
委	託費	32, 659				34, 5	35			36, 877	
設	備関係費	68, 802				67, 5	69			67, 157	
研	究研修費	182				2	206	191			
経	経費37,504うち旅費交通費1,795					40, 9	54			41, 787	
				2, 024			24		2, 317		
	うち通信費1,040うち消耗品費7,317うち消耗器具備品費3,108			1, 053			53		1, 270		
						7, 4	25			7, 475	
						4, 0	45	3, 898			
	うち水道光熱費	17, 351				19, 0)17			18, 668	
そ	の他	25, 777				27, 0	84			21, 062	
(:	注)損益計算書の計数	を計上。									

	事務・事業シート (概要説明書)										
		事業名	診療事業、臨床研究事業、教育		事業No	1					
類型 資産債務型、特定事業執行型											
		2年度の国からの財政 出見込額(百万円)	48, 392								
			平成19年度	平成20年度		平成21年	F度				
	1	再委託金額(百万 円)	該当なし	該当なし		該当なし					
	4	再委託先(名称 • 件数)	同上	同上							
再		随意契約(件数/金額 (同))	同上	同上	同上						
再委託		うち厚労省〇日が在籍してい る企業団体との契約(件数/金 額(同))	同上	同上		同上					
	9	5%以上の落札率の契 約(件数/金額(同))	同上	同上	同上						
		うち厚労省〇日が在籍してい る企業団体との契約(件数/金 額(同))	同上	同上	同上						

事務・事業シート(概要説明書)								
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1					
類型	資産債務型、特定事業執行型							

【これまでの事業評価の評価結果及び事業評価の方法】

評価の主体 評価結果の内容

【厚生労働省独立行政法人評価委員会】

〇評価結果

	中期計画に沿った評価項目	16年度 評定	17年度 評定	18年度 評定	19年度 評定	20年度 評定	景終群定
	国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき	措置					
1	診療事業 患者の目線に立った医療の提供	A	Α	Α	Α	Α	A
2	# 患者が安心できる医療の提供	Α	Α	Α	Α	Α	A
3	"質の高い医療の提供	S	S	S	S	S	s
4	臨床研究事業	A	S	S	S	S	s
5	教育研修事業	Α	Α	Α	Α	Α	A
6	災害等における活動	S	Α	Α	Α	Α	A
	業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置						
7	効率的な業務運営体制の確立 等	Α	Α	Α	Α	Α	A
8	業務運営の見直しや効率化による収支改善 業務運営コストの節減 等	Α	Α	Α	Α	Α	A
9	" 医療資源の有効活用 等	A	Α	S	s	s	s
10	" 診療事業以外の事業に係る費用の節減等	Α	Α	Α	Α	Α	A
11	財務会計システムの導入等IT化の推進	Α	Α	A	Α	S	A
	予算、収支計画及び資金計画						
12	経営の改善	S	S	S	S	S	s
13	固定負債割合の改善 等	Α	S	S	S	S	s
	その他主務省令で定める業務運営に関する事項						
14	人事に関する計画	Α	Α	Α	Α	Α	A
15	医療機器・施設設備に関する計画	A	(9で評価)	(9で評価)	(9で評価)	(9で評価)	(9で評価
16	再編成業務の実施	A	(7で評価)	(7で評価)	(7で評価)	(7で評価)	(7で評価
17	機構が承継する債務の償還	Α	(13で評価)	(13で評価)	(13で評価)	(13で評価)	(13で評価
		S=3	S=4	S=5	S=5	S=6	S=5
		A=14	A=10	A=9	A=9	A=8	A=9

「S」:中期計画を大幅に上回っている。 「A」:中期計画を上回っている。 「B」:中期計画に概ね合致している。

厚生労働省独立行政 〇指摘事項 法人評価委員会

政策評価・独立行政 法人評価委員会

EBM推進に向けた取組は、臨床評価指標の開発、EBM普及のための研修会の実施、他施設共同臨 |床研究、電子ジャーナルの配信など、各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用 した取組や成果としても評価する。

なお、これらは医療の標準化に質する取組でもあり、このような活動については、ホームページによ る公開だけでなく積極的に学会やメディアを通じて情報発信していくことも重要である。 (平成20年度最終評価)

- ・医師のキャリアパス制度については、初期臨床研修修了後の専門領域の研修制度として平成18年度 より開始した後期臨床研修制度(専修医制度)の先進的な取組を評価する。また、臨床研修医の受入数 は大幅に増加しているものの、レジデント(いわゆる後期臨床研修医)の受入数が中期目標の目標を未 達成(平成15年度比1.7%減)であることに対しては、国立病院機構の「専修医」制度との関係 や、昨今の大学医学部(医局)を取り巻く状況変化が影響しているものと考えられるが、キャリアパス の構築を行い、より魅力的な研修体制とする必要がある。(平成20年度最終評価)
- 人員配置の見直しについては、業務量の変化に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用したほか、 上位の施設基準取得による収支改善も視野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職の削減について も、計画を上回る実績を上げた。また、とりわけMSWの配置は国時代に比べ大幅に増員しており、今 後とも患者支援の観点から人員配置に努めてもらいたい。(平成20年度最終評価)
- ・国立病院機構の契約に関して、随意契約については、平成19年12月に策定・公表した「随意契約」 見直し計画」の着実な実施を望むとともに、国会等で指摘された一般競争入札における高い落札率につ いても、改善すべき事は改善しているところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みたい。 (平成20年度最終評価)
- ・看護師確保対策については、先に記したような、より魅力的なキャリアパス制度の構築や付属看護学 校におけるカリキュラム改訂等により人材の確保・育成に取り組んでおり、今後とも質の高い人材確 保・育成に継続的な努力を望みたい。(平成20年度最終評価)
- ・総人件費改革等への対応については、技能職の退職後不補充、非効率病棟の職員配置数の適正化等に より削減の取組を評価する。一方で、人件費抑制の観点も重要であるが、人員配置の必要性という点で は、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実な提供と国の医療政策への貢献を課せ られた使命があり、その遂行のためには、医師、看護師をはじめとした有能な人材の確保と育成は欠く ことができないものである。医療現場における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における安全・質の 向上が一層求められている中、今後とも、安定した経営基盤のもとに国民に対する適切な医療の提供が 行えるよう、業務運営体制の効率化を努めた上で、土台となる人材の確保、育成に努めてもらいたい。 (平成20年度最終評価)

事務・事業シート(概要説明書)									
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1						
類型	資産債務型、特定事業執行型								

【政策評価·独立行政法人評価委員会】

〇指摘事項

・法定外福利費の今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。(平成20年度評価)

事業評価の方法

〇厚生労働省独立行政法人評価委員会

厚生労働省独立行政法人評価委員会国立病院部会において、各事業年度における業務実績について独法側よりヒアリング。評価委員は中期計画の実施状況を調査・分析の上、業務実績全体の状況について行う総合的な評価と中期計画に掲げた項目ごとに行う個別的な評価の2つを併せて行う。

○政策評価・独立行政法人評価委員会

各府省評価委員会から通知を受けた各事業年度における独立行政法人の業務の実績の評価結果について、①府省評価委員会において定められた評価基準に適合したかたちで適切に評価されているか②評価基準を踏まえた評価の内容は妥当なものとなっているかについて点検を行う。

【現在抱えている課題】

内容

・現在抱えている課題については、「その他事務・事業の見直し」にて詳述。

事務・事業シート (概要説明書)										
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1							
類型	資産債務型、特定事業執行型									
事務・事業の 必要性 (公共上の見地から確 実に実施されることが 必要な理由)	国立病院機構は、病院ネットワークによる人的・技術的・資金的な相診療・臨床研究・教育研修が一体となった事業を展開している。 1. 診療事業 国の医療政策や国民の医療需要の変化を踏まえつつ、他の設置主体のおそれのある医療をはじめ、国立筋ジスト他の設置主体の心神喪失者等医療観察法に基づく医療など他の設置と果たすいで、セイフティネットとしての機能を果たすいの地で、セイフティネの事業などで、名医療制度派の中で地域トでは変いで、たち、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、大り、	では難も 医が、 療均 いち向る つ を 治つ 院のはる病実 療ら且 デて カ性研 て 活 験て 機高必必患施 計、つ 一ん 年に究 行 用 や行 構いず要者さ 画大、 タ化 計沿が う し 、う が医し。にれ を規継 をを 画っ実 臨 て 国た 特療	も 対な 踏模続 集図 して施 床 迅 立め 徴従実 すい ま災的 積つ に、で 研 速 病に を事施 るお え害に すて よ他き 究 に 院は 持者れ 療れ 限感施 とく 位設体 業 う 構日 て養な 、の ら染す と必 置置制 は こ 職頃 展							

	事務・事業シート(概要説明書)												
	事業名	N	療事業、臨	床研究	兄事業、教育 ^召	研修事業					事業N	0	1
	類型	資	译 債務型、	特定事	事業執行型					-		-	
=	・国の医療分野における重点施策に対応がん医療(がん対策基本法)、エイズ医療(エイズ問題総合対策大綱)、結核医療(結核緊急事態宣言)、難病医療(難病対策要綱)、重症心身障害児(者)及び筋ジストロフィー児(者)に対する医療、心神喪失者等医療観察法に基づく精神科医療、緊急医師確保対策に基づく医師派遣、災害医療の実施、大規模治験の実施(新たな治験活性化5カ年計画)、EBMの推進(医療制度改革大綱)など。												
	廃止の可否		否										
	廃止すると生じる 影響	担う制に	結核など他の設置主体では実施されないおそれのある医療をはじめとする国の医療政策として 旦うべき医療、4疾病5事業など地域において必要とされる医療が実施されなくなり、医療提供体 制に重大な支障が生ずることにより、国民生活に重大な影響を及ぼす。 開設者別 病院数・病床数の状況〈平成20年10月1日現在〉										
			127 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 77 7	2 // 1//	病院数	病床数	一般(再掲)	結核(再掲)	信	 i考	7
					276	119.962		107,422			国立病院	機構、国	
		公的医療機関		1.320	343.604	·		.,		プロスタイプ 立大学法人等含む 地方独法、日赤、済 生会等含む		_	
			社会保険関係		122	35.857	33,967				生会等含社保、厚		1
		医療法人		5,728	851,188	303,220		884				\dashv	
		その他法人・個人		1,348	258,792	·		1,090		公益法人 祉法人等	、社会福	1	
		計			8,794	1,609,403	909,437						†
		ľ	国立病院機構(再掲)		(1.7%)	(3.6%)	(5.4%)			(39.1%)			
ŧ		四 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7			146	46 57,694		· L		3,717	/17 静態·動態)調査		
													20.12.1廃」
		間主体における 全国に占める 実施状況 (- 144 111 66 - 3	_		=1-12-17-18-1	ייין אמן טיי	М Т 1 2 77		д ((0.12.1961
					に機構寺のシェ ク	,	国立病院機構 地方自治			当治体	体 その他民間等		
			病院数		全国	割合		割合			割合		
			①心妯孪生老等	指定。	入院医療機関数	16施設	12施設	75.0%	3施設	18.8%	1施設	6.2%	
			①心神喪失者等 医療観察法	指定。病床			12施設 353床		3施設 55床			6.2% 7.5%	
			医療観察法	病床専門			353床	80.0%	55床	12.5%		7.5%	
				病床	数	441床	353床	80.0%	55床	12.5%	33床	7.5%	
			医療観察法 ②筋ジストロフィー	病床専門病床	数 病院数 病院の専門病床数	441床	353床 28施設 2, 276床	80.0% 41.8% 95.5%	55床	12.5% 10.4% –	33床	7.5% 47.8% 4.5%	
			医療観察法	病床専門専門系	数 病院数 病院の専門病床数	441床 67施設 2, 382床	353床 28施設 2, 276床 7, 416床	80.0% 41.8% 95.5% 38.2%	55床 7施設 -	12.5% 10.4% - 5.1%	33床 32施設 106床	7.5% 47.8% 4.5%	
			医療観察法 ②筋ジストロフィー	病床専門専門系	数 病院数 病院の専門病床数 数 患者数	441床 67施設 2, 382床 19, 420床	353床 28施設 2, 276床 7, 416床 7, 321人	80.0% 41.8% 95.5% 38.2% 39.1%	55床 7施設 - 985床	12.5% 10.4% - 5.1% 4.8%	33床 32施設 106床 11,019床	7.5% 47.8% 4.5% 56.7% 56.1%	

			事務・事業シート(概要説明書)						
事業名			診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1				
		類型	資産債務型、特定事業執行型						
		民営化の可否	否						
		事業性の有無とその 理由	_						
	可	民営化を前提とした 規制の可能性	_						
		民営化に向けた措置	_						
民営化	否	理由	民間の設置主体に委ねた場合は、採算性がより重視され、結核医療等国の医療政策として担うべき医療等の遂行に支障が生じる。また、時代国から民間の設置主体へ実施させることは困難となる。さらに、国家の危機管理上の問題として、現行では、国立病院機構法労働大臣は、災害や公衆衛生上の重大な危害が発生した事態(※発生のむ。)に対処するため、国立病院機構に対して必要な医療の提供や研究民営化した場合には同様の要求を行えず、支障が生じる。なお、病院の移管を行う場合には、当該病院の債務や職員の承継を行は、国立病院機構から譲渡を希望する民間団体はほとんど見込めないも(参考) ・ 国から引き継いだ長期債務(平成20年度期末残高5,080億円) ・ 独立行政法人引継職員の退職手当のうち国勤務期間分(平成20年	に即した医 第19条に おそれを の こと考 る	療政策課題を 基づきまできるが、 表が、実際上 の、				
		移管の可否	否						
	- 移管先 —								
方	可	内容・理由	_						
公共団体への移管		理由	災害医療等広域を対象とした国の医療政策については、全国ネットワあることから、地方公共団体へ移管した場合に、適切に実施されるとは代に即した国の医療政策課題を国から地方公共団体へ適時・適確に実施る。 また、公立病院の経営の悪化等を背景として、地方公共団体においてられている。このような状況の下、これまで公立病院等が担ってきた機が代わって担うようになっているのが実態であり、地方公共団体から国関する要望書が多く寄せられているところである。 なお、病院の移管を行う場合には、当該病院の債務や職員の承継を行は、国立病院機構から譲渡を希望する地方公共団体はほとんど見込めな	限 は は な な な な な な 現 で 、 表 に は た る 、 立 現 で 、 た 病 に 、 と に 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	と、また、時が困難ととなるが、実際上				

			事務・事業シート(概要説明書)		
		事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1
		類型	資産債務型、特定事業執行型		
		移管の可否	否		
2.1	ᆔ	移管先	-		
他法	r)	内容・理由	1		
人への移管	否	理由	法人の設立経緯、担っている医療内容、事業規模等から他法人への移 院機構の設立目的に沿う法人はない。	8管は困難で	ある。国立病
•	ı	一体的実施の可否	否		
体	可	一体的に実施する法 人	I		
実	ы	内容・理由	-		
施	否	理由	法人の設立経緯、担っている医療内容、事業規模等から他法人との一 ある。国立病院機構の設立目的に沿う法人はない。	-体的な業務	実施は困難で
		移管の可否	否		
国	可	移管先	-		
の行	r)	内容・理由	I		
政機		徹底した効率化の内 容			
関への移管	否	理由	国の予算・定員の事前統制を廃し、自主自律的な経営を可能とした独トを最大限活用し、国の医療政策として担うべき医療等を実施しつつ紹成16年度から平成20年度まで通期ベースで収支相償を達成し、国から引に償還している。 国立医療機関への移管は、これらのメリットを享受することができずし、ひいては、国の財政事情の悪化を招く可能性がある。	営改善を確 き継いだ長	実に図り、平 期債務を確実
(今	その他事務・事業の見 直し (今後の事務・事業の効 率化又は財政支出の削 減に向けた取組等)		・今後の診療報酬改定など医療を取り巻く環境の変化の中で、引き続きの増を図っていく。 ・技能職の退職不補充や病床の整理・集約などにより人件費の削減に努・一般管理費(人件費を除く。)の節減に努力・業務委託の推進により、更なる経費の節減に努力・契約監視委員会の設置等による契約のさらなる透明化・内部統制・ガバナンス強化の観点から本部に独立した内部監査部門と(平成21年4月)し、業務の適切かつ効率的な執行及び適正な会計処理を実施。 ※ なお、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実	う力 : して業務監 を目的として	査室を設置 〔、内部監査
			の貢献という課せられた使命があり、その遂行のためには、医師、看護人材の確保と育成は欠くことができないものである。医療現場における医療における安全・質の向上が一層求められている中、国立病院機構を政法人一律の規制の対象とすることは、国立病院機構の使命である国民行等に支障を来すこととなり、適当でないと考えている。また、厚生労員会による国立病院機構の平成20年度事業年度に係る業務の実績に関すの指摘がされている。	師をはじめ 過酷な労働 総人件費改 に対する適 働省独立行	とした有能な 実態の緩和や 革等の独立行 切な医療の遂 政法人評価委
	人	「政機関、他法 、、自治体等に らける類似事業	・公的医療機関の病院数・病床数については、前述のとおり。		

事務・事業シート(概要説明書)										
事業名 診療事業、臨床研究事業、教育研修事業 事業No 1										
類型	資産債務型、特定事業執行型									
行政機関、他法 人、自治体、民間 等との連携・役割 分担	・都道府県医療計画の下で、地域の各設置主体の医療機関間とる。									
	国により、医療提供体制が大きく異なり、病院等の定義も様	々。								
	(参考)病院等の数									
	〇 アメリカ(平成18年)									
	全病院数	5,747								
	*連邦管掌外	5,526								
	コミュニティー病院	4,927								
	·非政府管掌·非営利法人	2,919								
	·営利法人	889								
	•州•地方自治体管掌	1,119								
	長期入院一般診療及び専門病院	127								
	精神科病院	451								
	結核病院	2								
	* 連邦管掌	221								
	 ※出典: 医療経済研究機構「アメリカ医療関連データ集<平成20年度版>p82」									
	〇 ドイツ(平成18年)									
諸外国における公的	全病院数	2,104								
主体による実施状況	*一般病院合計	1,817								
	公立病院	617								
	公益病院	696								
	私立病院 *精神科病院	504								
	(************************************	成20年度時								
	公山衆・ 色凉性月明九版件・・・・ フ 色凉肉建り プネトナ	以20千支加	X > boo]							
	〇 フランス(平成19年)									
	公立病院·民間病院総計	2,813								
	公立病院計	977								
	民間病院計	1,836								
	※出典:医療経済研究機構「フランス医療関連データ集<	平成20年度	€版>p49」							
	〇 イギリス									
	<u></u>	400								
	NHS Trust	430								
	※出典 :「https:/www.nhs.hk/aboutnhs/hownthenhswor authoritiesandtrusts/Pages/authoritiestrusts.									
	(平成19年8月9日現在)に基づき計数集計)									

事務・事業シート(概要説明書)							
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1				
類型	資産債務型、特定事業執行型						

【これまでに受けた主な指摘事項】

指 摘 事 項			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)
別添のとおり。			

【過去に大きく報道された指摘事項】

指 摘 事 項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)			
内 容	指摘主体	番号	内 容(対応年度)		
[日付] 平成17年11月16日 [内容] 国立病院機構が運営する旧国立病院の駐車場管理などを、保健医療ビジネス社が独占的に請け負っていることが分かった。同機構はサービス向上の妨げやコスト高につながるとして、「契約方法や契約額を見直したいと」と話している。	日本経済新聞 (夕刊)	1	随意契約で行っていた駐車場管理業務については、平成18年7月までに契約を解除し、一般競争入札を実施した。(平成18年度)		
[日付] 平成18年3月2日、平成18年3月3日 [内容] 保健医療ビジネスが、平成16年度、契約2億6600万円 で請け負った11病院の駐車場管理業務を、他の民間会 社に半額で再委託していたことがわかった。	読売新聞 (夕刊)	1			
[日付] 平成18年3月2日、平成18年3月4日 [内容] 旧国立病院がOB天下り会社「保健医療ビジネス」 に随意契約で集中的に業務発注していた問題で、首相 は機構に対して一般競争入札を原則としていくよう指 導する方針を示した。	読売新聞 (夕刊、朝刊)	1	平成18年8月に会計規程を改正し、平成18年10月より、原則、一般競争入札によることとした。(平成18年度)		
[日付] 平成19年4月12日 「内容] 公立病院の外来で眼鏡店の店員が視力検査を行っていたとの報道があり、これに関連して当該眼鏡チェーンの店員が国立病院機構の病院内において常駐していたこと報道された事案。	読売新聞 (夕刊)	1	本部において実態を調査したところ、5病院において違法性が認められる眼鏡業者による検査を実施していたことが判明したことから、平成19年3月23日付理事長通知にて国民に疑念を持たれぬよう法人内全病院に対して、眼鏡業者の定期的な出入りそのものを止めるよう指示し、是正を図っている。(平成18年度)		

事務・事業シート(概要説明書)							
事業名	診療事業、臨床研究事業、教育研修事業	事業No	1				
類型	資産債務型、特定事業執行型						

指 摘 事 項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)			
内 容	指摘主体	番号	内容(対応年度)		
[日付] 平成20年6月2日 [内容] 平成18年度の契約のうち落札率99%以上が6割超で あったことをもって、予定価格漏を疑われた事案	毎日新聞 (夕刊)	1	現在、1者応札・落札率100%となっている契約については、平成21年4月に新設した「業務監査室」で全数調査をし、分析を行っているところであるが、その結果について、大臣の意を受けて、閣議決定に基づき設立された「契約監視委員会」において審議を受け、その結果を踏まえ、機構として一層の改善の努力をしていく。(平成21年度)		
[日付] 平成21年1月7日 [内容] 見出し『39国立病院が債務超過』 全国146(平成20年3月末時点)の国立病院のうち、 平成19年度決算で長野病院や災害医療センターなど39 病院が債務超過に陥っていることがわかった。	日本経済新聞	1	既にホームページ等で公表済みの内容について記事とされたもの。 赤字病院の経営改善については従前から取り組んでおり、今後も取り組みを継続するとともに、法人全体として財務基盤の強化を図りつ つ各病院が適切な医療を提供していく。(平成20年度)		

るが、これらは医療の標準化に質する取組でもあり、このような活動については、ホームページによる公所に付むなく極極的に学会やタラ場で情報発信しているとことで達して情報発信していては、ホームページによる公所に付すなな様極的に学会やメディを選び、「保護な経験にする。」と、臨床財務に関の先進の支援終評価) 歴節のキャリアバス制度については、初期臨床関の免土機の支援終評価。 歴節のキャリアバスの関度については、初期臨床関の免土機の支援終罪機が関の免土機の支援を関かしているとのの、レジデント(いわかる後期間にお除機能の)の人と強い方と対しては、国立病院機構のといるとのもと対しては、国立病院機構の国権を表達成(平成16年度上1796歳)がある。(医局)を助い者が対象をがある。(医局)を助い者が対象をが発生がある。(下成20年度最終評価) 人員配置の見直しについては、業務置の変化に応じ非常勤難などの関係や、昨今の大学室学部(医人)の前の構造を行いても、計画を表しまが、大学の大学で学部(医人)の前の関心に行われ、技能職関の配置と適切に行われ、技能職関の副産に必め要がある。(平成20年度最終評価) 人員配置の見直しについては、業務置の変化に応じ非常勤難などの情報を表に対して表している。といから、会社の情報を表しまが表しまの表しましている。といいても、計画を表しまが表しまの表しましている。といいても、計画を表しまの表しまがある。(平成20年度最終評価) 人員配置の見直しについては、業務置の変化に応じ非常勤難は同から、さらなる支援強化を図っていべ。、一技能職の退職後不補充並びに非常勤難員への及びアナン・シング化、非効率は配置化する一方制度に関かしても、計画を表しまの表しまが表しまの表しましている。といいても、対しいでも、対しいでも、対しいでは、実施を認らととも伝、知識する計画のが最多が表しているとを答案大き終事機関配置を行った。また、医型の補度の制度が必定に伴う必要な難とを答案大き終事機同の制度となって、も、技能機を図った。 ・ 患者の診療中の心理的、経済的諸問題等によいでも、技能が表を行ったとで、患者の立場に、の、対しいのよりとなるととして、の、規定を行ったとのできる体制をたころではあるが、厳止からのよりとととも伝の、 (平成16年度71人・平成20年度229人) い、(平成20年度最終評価) 電立病院機構の契約については、これまでも原質を発き、(平成16年度71人・平成20年度229人) に関するとしている。 電道の精度を発見していて、これまでも見がないましました。 (平成16年度71人・平成20年度229人) に関するととしている。 電道の情報を表しましているに関するととしている。 電道の情報を表しましている。 電道の情報を表している。ととしている。 電道の情報を表している。また、単しいととしている。 電道の情報を表している。また、単し、対し、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	これまでの主な指摘			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
開発、EBM普及のための研修会の実施、他施 独共同随底研究、モデジャールの配信など、 各般にわたり努力しており、国立南院機構のネットラークを活用した取組や成果としても評価する。 なお、これらは医療の標準化に質する取組でも、 より、これらな活動については、ホームページ ほよる公開だけでなる機動に関連といて単極は、 8年度と川開始した後期間底状態を関の受入数が中 関クの先進的な契節に研修とので、また、臨床研修 医の受入数は大幅に増加しているものの、レジ オ目標の目標を未達成(平成15年度比1、7% 修度、例度との関係と効果である。(「中央の15年度といても、可論院と構造としているとか考別であることはり、「は、対理しているもの表」と、 は大師価学月の発生を対して、は、国の講院機構の主義と対した。 は、下のような活動については、素務産の変化 に応じま常動観見とで関係といるものを考えられるが、キャリアバスの構築を行い、より整 の利なは研修を検討を変化が影響を発展しているもの表。 (中成20年度最終評価) 人員配置の見配しについては、素務産の変化 に応じま常動観員やアウトソーシングを活用した ほか、上位の常設基半取得による収支改善も現 野に入れた機会を対象が、ある。 (中成20年度最終評価) 人員配置の見配しについては、素務産の変化 に応じま常動観号やアウトソーシングを活用した ほか、上位の常設基半取得による収支改善も規 の削減についても、計画を上回る実績を上げた。 様に、自しており、今後とも患者支援の観点から 人員配置に写りましたい。 (中成20年度最終評価) ・技能職の温暖後不補充並びに非常動職員へ極 及びアウトソーシング化、非効率となっている病疾 理集的によりな対していては、実務産の変化 を対していては、実務産の変化 関連なるの主ないが関係を行うに、また、とり、 大師に当員しており、今後とも患者支援の観点から 大き配置の主なが表現を表でしていては、実務を表別策定に基づ、第7年時年における旅 増立ていまり、後後とも患者支援の観点から 大き配置の主なが表現が表については、正定20年度まずにいいては、平成20年度までにいい。 「東生労働会 独立行政法、基本の主なが表別に回いては、これを大幅に当定20年の機能、 、別議決定に基づき契約整理を見るりの機能、 、別議決定に基づき契約整理を見るりの機能、 、別議決定に基づき契約整理を行うことのできる体制をたっては、の機能を発行していては、これをで幅に目の1、2 2、2、2、2、3、3、4 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 2 2 2 3 2 2 2 2 2 3 3 2 2 2 2 3 3 2 2 2 3 3 2 3 2 3 2 3 2 3 3 3 2 3	内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
研修修了後の専門領域の研修制度として平成1 客性度より開始した後期臨床研修との受入数が中期目標の目標を未違成(平成15年度比1、7%) がつるがことが対しているもののから がつるがことが対しては、国立病院機構のでき 修医)動質との財産とが対象がは、許今の大学医学部である。 (平成20年度最終評価) 人育配置の見直しについては、業務量の変化 に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用した ほが、上位の施設基準取得による似文改書も根野にはられた、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も過切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も過切に行われ、技能職 野に入れた職員の配置も過切に行われ、技能職 大評価委員 会別がでかとするというでも、まな、その表の表のできる体別を大力に、また、とりわけMSWの配置は国時代に比べ大 権に増員しており、今後とも患者支援の観点から 人具配置に努めてもらいたい。 (平成20年度最終評価) 国立病院機構の契約に関して、随意契約については、本務を関係を発き行うた。 大評価委員 会別がでかいても、改善するともいたい。 「東生労働省 独立行政法 大評価委員 会別がでかいても、改善するとき事は改善しい。 ところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みたしい。 ところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みたしい。 ところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みたしい。 本に、平成19年12月に策定か変を発した「随意契約については、ア成29年度未までに、人間減まを引き、こ、まずも動組の考定な定能に努めてきるともに、 国会等で指摘された一般競争入札における高い 表札単についても、改善するまずも事は改善しい。 ところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みた い、(平成20年度最終評価) 国立病院機構の契約については、これまでも原見 会別が確認に対ない、では、これまでも原見 会別の確認に対ない、では、これまでも原見 会別の確認に対ない、これまでも原見 会別の確認に対ないに、これまでも、 ところではあるが、厳止かつ適切な取組を望みた い、(平成20年度最終評価) 「東生労働省 としている。 電道の解析を対すについては、これまでも、 ところではあるが、厳生がといいでは、先に記したよう な、より聴動的なキャリアバス制度の修復や付属 看護呼降に対いながあるが、は、これまでも、 ととしている。	開発、EBM普及のための研修会の実施、他施設共同臨床研究、電子ジャーナルの配信など、各般にわたり努力しており、国立病院機構のネットワークを活用した取組や成果としても評価する。 なお、これらは医療の標準化に質する取組でもあり、このような活動については、ホームページによる公開だけでなく積極的に学会やメディアを通じて情報発信していくことも重要である。	独立行政法 人評価委員	2	多施設共同臨床研究については、成果が得られたものから積極的に学会等の場で情報発信しているところであり、今後も引き続き情報発信に努めてまいりたい。
に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用した ほか、上位の施設基準取得による収支改善も視 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 の削減についても、計画を上回る実績を上げた。また、とりわけMSWの配置は国時代に比べ大幅に増員しており、今後とも患者支援の観点から人員配置に努めてもらいたい。	研修修了後の専門領域の研修制度として平成18年度より開始した後期臨床研修制度(専修医制度)の先進的な取組を評価する。また、臨床研修医の受入数は大幅に増加しているものの、レジデント(いわゆる後期臨床研修医)の受入数が中期目標の目標を未達成(平成15年度比1.7%減)であることに対しては、国立病院機構の「専修医」制度との関係や、昨今の大学医学部(医局)を取り巻く状況変化が影響しているものと考えられるが、キャリアパスの構築を行い、より魅力的な研修体制とする必要がある。	厚生労働省 独立行政法 人評価委員	2	医師のキャリアパスの構築に向けて、平成21年4月に本部に人材育成キャリア支援室を設置し、10月には専任の室長を配属し組織体制を強化した。また、キャリアパスの構築を行う一環として、初期臨床研修医、後期臨床研修医に国立病院機構内の研修情報等を発信すべく情報誌の準備を進めており、研修医のニーズを把握しながら、さらなる支援強化を図っていく。
いては、平成19年12月に策定・公表した「随意契約見直し計画」の着実な実施を望むとともに、国会等で指摘された一般競争入札における高い落札率についても、改善すべき事は改善しているところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みたい。(平成20年度最終評価) 「中成20年度最終評価) 「本では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、これまでも原則では、これまでも原則では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	に応じ非常勤職員やアウトソーシングを活用した ほか、上位の施設基準取得による収支改善も視 野に入れた職員の配置も適切に行われ、技能職 の削減についても、計画を上回る実績を上げた。 また、とりわけMSWの配置は国時代に比べ大 幅に増員しており、今後とも患者支援の観点から 人員配置に努めてもらいたい。 (平成20年度最終評価)	独立行政法 人評価委員	1	なお、技能職については、平成20年度末までに714 人削減する計画のところ、これを大幅に上回る1,207人 の純減を図った。 ・ 患者の診療中の心理的、経済的諸問題等について相 談に応じ解決への支援を行う医療ソーシャルワーカーの 大幅な増員を行うことで、患者の立場に立っ た、よりきめ細かな対応を行うことのできる体制を整え た。
な、より魅力的なキャリアパス制度の構築や付属 看護学校におけるカリキュラム改訂等により人材 の確保・育成に取り組んでおり、今後とも質の高 い人材確保・育成に取り組んでおり、今後とも質の高 独立行政法	いては、平成19年12月に策定・公表した「随意契約見直し計画」の着実な実施を望むとともに、国会等で指摘された一般競争入札における高い落札率についても、改善すべき事は改善しているところではあるが、厳正かつ適切な取組を望みた	独立行政法 人評価委員	2	国立病院機構の契約については、これまでも原則一般競争入札により行い平成19年に策定した「随意契約見直し計画」の着実な実施に努めてきたところであるが、今後、閣議決定に基づき「契約監視委員会」の点検・見直しを受け、新たな「随意契約見直し計画」を策定し、随意契約の縮減に努めていく。さらに、競争契約についても適正な予定価格とするよう引き続き指導していくとともに、新設された内部監査部門においても、契約に関する事項を重点に内部監査を実施し、契約の適正化に努めていくこととしている。
(平成20年度最終評価)	な、より魅力的なキャリアパス制度の構築や付属 看護学校におけるカリキュラム改訂等により人材 の確保・育成に取り組んでおり、今後とも質の高 い人材確保・育成に継続的な努力を望みたい。	独立行政法 人評価委員	2	国立病院機構の豊富な診療現場を活用した高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師育成の取り組みとして、学校法人と連携による看護学部看護学科・大学院を国立病院機構校として平成22年4月に開校予定である。

これまでの主な指摘			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
総人件費改革等への対応については、技能職の退職後不補充、非効率病棟の職員配置数の適正化等により削減の取組を評価する。一方で、人件費抑制の観点も重要であるが、人員配置の必要性という点では、国立病院機構には、国民に対する安全で質の高い医療の確実な提供あり、との遂行のためには、医師、看護師をはじめといた有能な人材の確保と育成は欠くことができないものである。医療現場における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における過酷な労働実態の緩和や急性期医療における安全・質の向上が一層求められている中、今後とも、安定した経営基盤のもとに国民に対する適切な医療の提供が行えるよう、業務運営体制の効率化を努めた上で、土台となる人材の確保、育成に努めてもらいたい。(平成20年度最終評価)	厚生労働省 独立行政委員 会	2	医師・看護師の人材の確保、育成については、人材育成キャリア支援室を設置し、組織体制を強化したところである。また、初期臨床研修医や後期臨床研修医に機構内の研修情報等を発信する体制確保の準備や、国立病院機構の豊富な診療現場を活用した高度な看護実践能力を持ち、スキルミックスによるチーム医療を提供できる看護師育成への取り組みとして、学校法人との連携による看護学部看護学科・大学院の開校準備を進めているところである。
法定外福利費の今後の評価に当たっては、多くの法人が支出を行っていない又は支出を廃止するよう見直しを行っている状況も踏まえ、国民の理解を得られるものとなっているかという観点から、その適切性を評価結果において明らかにすべきである。その際、「独立行政法人のレクリエーション経費について」(平成20年8月4日総務省行政管理局長通知)においては、国費を財源とするレクリエーション経費については支出しないこと、国費以外を財源とする場合でも厳しく見直すこととされていることに留意する必要がある。	政策評価·独 立行政法人 評価委員会	2	国立病院機構は国費以外の財源(診療収入等の自己財源)により、レクリエーション経費を支出していたところであるが、独立行政法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、国におけるレクリエーション経費については、病院からの支出を行わないよう平成20年8月に文書により周知徹底を図った。なお、平成20年度の支出については、既に実施済みで未払いのもの以外の経費については支出しないものとし、既に契約したものでも、病院経費による支出ではなく、全額自己負担とした。また、職員等に対する弔電等については、厚生労働省の基準に準じる取扱いとするよう周知徹底を図った。
国立病院について、次期中期目標期間開始後、2年程度を目途に個々の病院ごとに、政策医療、地域医療事情、経営状況等を総合的に検証し、その結果を公表し、病床数の適正化を含め、必要な措置を講ずる。 その際、近隣に労災病院がある場合は、都道府県が策定する新たな医療計画、地理的配置状況や担っている医療機能等を踏まえ、個々の病院単位で国立病院と労災病院との診療連携の構築について検討を行う。 その上で、厚生労働省全体として、次期中期目標期間終了時までに、厚生労働省所管の独法が運営する病院全体を通じ、病院配置の再編成を含む総合的な検討を行う。(平成20年度)		2	個別病院ごとの総合的な検証、労災病院との診療連携の構築については、第2期中期目標・計画において平成23年3月までに必要な措置を講じることとしており、現在、具体的な検証項目・手法の開発、検討等を進めているところである。
国立病院機構におけるネットワークの再構築、 診療情報データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図る。(平成20年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	2	・平成19年10月に策定した「国立病院機構総合情報ネットワークシステムにおける最適化計画」に基づき、国立病院機構総合情報ネットワークシステムを再構築し、平成21年7月から全面稼働したところである。・診療情報データベースについては、平成21年4月から稼働開始し、このシステムに情報提供が可能な病院から順次参画しているところ。また、データベースの早期確立及び民間を含めた利用促進を図るため、診療情報の分析等を行う研究体制を平成22年4月設立に向け検討中。
医業未収金の徴収業務について、複数の病院の業務を適切な規模に統合した上で、民間競争入札を実施する。(平成19年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	1	平成20年7月31日に参加病院(82病院)及び落札事業者(日立キャピタル債権回収株式会社)間で契約締結。 平成20年10月1日から事業開始。

これまでの主な指摘			措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
内容(指摘を受けた年度)	指摘主体	番号	内容(対応年度)
非公務員化について、平成20年度中に結論が得られるよう、そのための所要の検証等を行う。 (平成19年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	2	現在、非公務員化の方向で調整中。
管理会計の活用等を通じ、国立病院における政策医療の実施に必要とされるコストの適切な把握に努める。(平成19年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	1	平成21年4月より稼働開始したホスプネットシステム・経営分析システムを活用し、政策医療部門別の損益計算を行うため、まずは、筋ジストロフィー、重症心身障害、結核及び精神(医療観察法病床を除く)の部門について試行事業を実施中。今後、その結果をもとに検証及びシステム開発を進め、救急医療、小児医療、周産期医療等の部門にも拡充する予定。
長期債務残高の存在や老朽化する病院施設・ 医療機器設備の更新等に要する将来の資金需 要等にかんがみ、医療機器の共同利用等により 投資を抑制するなど、事務事業の厳格な効率化 を図る。(平成19年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	1	・建物整備については、建築コストを引下げることにより、必要な整備内容を確保しつつ整備総額の縮減を図った。 ・医療機器整備については、病院の機能維持に必要な投資を適切に行うため、各病院毎の決算状況を踏まえた投資枠を設定し、投資の回収や効果についても十分に検証を行い、必要かつ無駄の無い投資を行うとともに、スケールメリットを活かし、大型医療機器の共同入札を実施することにより効率的な整備を実施した。 ・高額医療機器の共同利用についても積極的に推進し、共同利用数は平成15年度に比べ約2倍と大幅に増加している。これにより、医療資源の効率的な利用を行っている。 ・これらの取組により病院機能の遂行に必要な投資を確実に行いつつ、固定負債の割合は、平成16年度期首(7,471億円)に対し、平成20年度末に約1,500億円(20.1%)の減となった。 ・引き続き当該方針に基づいた効率的な運営を行っていくこととしている。
	平成19年12 月24日閣議 決定	2	・機構移行時前の施設整備費等に係る返済を自施設での収入で返済することが困難な58施設について、早急に経営改善に着手する必要性があることから、平成20年4月1日付けで今後の行動目標を明確化した平成22年度を最終年度(3ヵ年計画)とする経営改善計画(再生プラン)を各病院毎に策定し、本部・ブロック事務所の支援を受けながら経営改善を図っている。
再編成により廃止した国立病院等の遊休資産 について、売却、貸付等による有効活用に努め る。(平成19年度)	平成19年12 月24日閣議 決定	1	・ 閉校した看護師等養成所等の資産について、医療機 関としての機能の維持・向上及び財政基盤の安定化を図 るために、看護大学を運営する学校法人への有償貸付 等を行い、その有効活用に努める。 ・ 学校法人や自治体など関係団体と調整を実施。